



みんなで減らそう！食品ロス

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

大量の食べ物が捨てられている

まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物、いわゆる「食品ロス」が日本では年間約632万トンにも上ります。これは世界中で飢餓に苦しむ人々への食料援助量の約2倍の量に相当します(農林水産省推計「平成25年度推計」)。

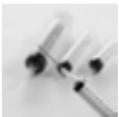
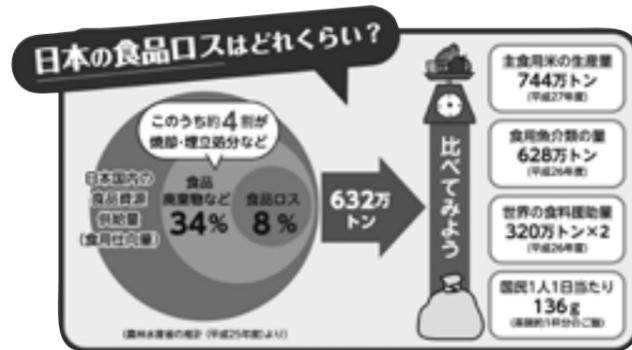
食べ物が必要としている人たちがいる一方で、売れ残りや期限切れ、食べ残しが原因でたくさんのおもちゃが捨てられるのは、もったいないと思いませんか。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らす必要があります。

私たちができること

特に宴会では、提供された料理の約14%が食べ残されており、7皿に1皿に相当する量が捨てられていることになりました(食品ロス統計調査・外食調査「平成27年度」)。

こうした実態からも、外食時には

「食べられる量だけ注文する」「小盛り・小分けメニューを活用する」など、食べ残しが出ないように心がけましょう。家庭でも「食材は必要ときに必要な分だけ買う」「賞味期限と消費期限を正しく理解し、期限が近いものから消費するように在庫管理を行う」など、私たちができることから始めましょう。



ワクチン不足への対応 インフルエンザ予防接種の助成期間延長

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

ワクチンの不足などによりインフルエンザの接種を12月末までに終わることができなかった人への措置として、助成期間を1月末まで延長します。

■接種場所 指定医療機関

※医療機関によっては、予定数の接種を完了し対応できないことがあります。詳しくはホームページをご覧ください。健康・保険課に電話でご確認ください。

年齢	回数(間隔)	自己負担額(1回につき)
1歳以上 13歳未満	2回 (2~4週間)	1,800円
13歳以上 65歳未満	1回	
65歳以上	1回	1,300円



コミュニティ助成事業で備品を整備

総務課 総務法制係 ☎(232)2111

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業で、駅前区に屋外放送設備(ワイヤレス方式)が整備されました。同事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじ社会貢献広報事業費を財源として助成決定を行うもので、今後の駅前区のみならずの活性化が期待されます。



宝くじの助成金で駅前公民館に整備された操作卓と屋外用スピーカー

町内の一部の世帯で テレビ映像が乱れる可能性があります

1月下旬(予定)から、菊陽町エリア(一部の地域を除く)で、携帯電話の新しい電波利用を開始します。開始に伴い、テレビ映像に影響の出る可能性がある地域に、1月以降にチラシが配布されます。



(チラシ見本)

影響が出た場合は一般社団法人700MHz(メガヘルツ)利用推進協会から委託した対策員が回復作業を行いますので、以下の問い合わせ先へ連絡をお願いします。※協会の負担で実施するため、費用を請求することは一切ありません。

■問い合わせ
700MHzテレビ受信障害対策コールセンター
(受付時間:午前9時~午後10時)
☎0120(700)012

調査員として地域に貢献 統計調査員を募集しています

町では、統計調査の調査員を随時募集しています。統計調査は国や県、町が行うもので年間数件の調査があります。

今年は、全国の製造業を対象とした「工業統計調査」や住宅、居住状況などを調査する「住宅・土地統計調査」が実施されます。

皆様のご協力をお願いします。

■調査員の要件

- 原則、町内在住の満20歳以上65歳未満の人
- 健康上、調査活動に支障のない人
- 税務、警察、選挙活動に直接関係のない人
- 調査に関する秘密を守れる人

■申し込み・問い合わせ

総合政策課 企画政策係
☎(232)2112

子育て中の人や、60代の人でも活躍しています! 初めての人もお気軽にお問い合わせください。



加入手続きを忘れずに 20歳になったら国民年金

公的年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという目的で作られた仕組みです。国民年金は、日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は加入が義務付けられています。20歳になったら忘れず手続きをしましょう。

■手続きが必要な人

20歳になったら、住民登録地の市区町村役所などの国民年金窓口で国民年金に加入する手続きをしてください(手続き書類は、日本年金機構から郵送されます)。

ただし、すでに本人が事業所や官公庁などに勤務していて、厚生年金や共済組合に加入している場合は手続き不要です。なお、20歳の誕生日の前日に、厚生年金、共済組合の資格がない(退職した)場合は、国民年金加入の手続きが必要です。

■国民年金保険料(平成29年度)

月額16,490円

■付加年金

毎月の保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納



めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受け取ることができます。

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算されます。付加保険料を納付するには、別途申し込みが必要です。

■国民年金保険料を払えないときは

国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されれば、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。町民課年金係または年金事務所へご相談ください。

■問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本西年金事務所 ☎(355)3261